

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年6月25日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 近江八幡駅前南部店舗 近江八幡市鷹飼町字一本木 223 番 3 ほか 7 筆
- 2 意見の概要 (1) 近江八幡市からの意見
 - ア 地域住民に配慮し、地元自治会と地域活動および周辺環境等について協議すること
 - イ 道路構造物の変更が生じる場合は近江八幡市と協議すること。
 - ウ 通行規制が発生する場合は、近江八幡市および近江八幡警察署と協議すること。
 - エ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）および近江八幡市環境保全に関する条例（平成22年近江八幡市条例第255号）等の環境法令を遵守し、騒音・振動・悪臭等の公害防止に係る事業者としての責務を果たすこと。
 - オ 周辺の生活環境が損なわれることがないように努め、苦情があった場合には誠意を持って対応すること。
 - カ 産業廃棄物および感染症廃棄物の排出がある場合は、許可業者に委託し適正に処理すること。
 - キ 事業系一般廃棄物については、廃棄物処理施設（近江八幡市環境エネルギーセンター）へ直接搬入するか許可業者に委託して適正に処理すること。
 - ク 店舗出入口における交通安全対策を検討すること。
 - ケ 建築物の模様替えまたは色彩を変更する場合は、あらかじめ景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出を行うこと。
- (2) 地元住民からの意見
 - ア 荷さばき作業の開始時間を午前7時以降に遅らせること。
 - イ 早朝時間（作業開始時間から午前8時まで）の荷さばき作業については、作業音の騒音抑制を監督するために社員を常時配置すること。
 - ウ 荷さばき作業エリア全体をカバーできるように、防音壁の拡張を行うこと。
 - エ 荷さばき作業時間外は、荷さばき作業を実施出来ないよう、荷さばき作業エリア入口の門の施錠管理を行うこと。
 - オ 事業者に対して、現状の騒音苦情に関する申入れを行い、打合せの実施日の回答を待っている状況であるが、1か月間、返信がない状況である。
 - カ 前身のピアゴ時代より、防音壁の設置、室外機の移動、搬入路の段差修理と対策を講じて頂いていることは感謝しているが、当方も防音ガラスの自宅設置などを行った上で申し入れており、現状、対応不完全な防音対策について継続した取組を要望する。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 令和元年6月25日から令和元年7月25日まで